

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-141
処分の種類	改善命令			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第129条の8			
処分の概要	認定事業者が認定再開発事業計画に従って再開発事業を実施していないと認めるときは、認定事業者に対し、改善に必要な措置を命ずる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、また極めて異例の措置であるため基準の具体化が困難である)			
基準の制定根拠	—			